

1月もあっという間に後半です。冬休みの生活リズムを学校生活のリズムに戻すことはできましたか？ 身体の調子と同様に、人権感覚もまた、磨き直していきたいですね。

今回のテーマは「ハンセン病問題」です。1年生は2学期の『公共』の授業のなかで、2・3年生は、1年次の『現代社会』の授業の中で学習しました。復習してみましょう！



◎ 「ハンセン病」とは？

ハンセン病は、「らい菌」による感染症で、この細菌を発見した人の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれています。次のQ&Aに正しく答えることができますか？

Q1. 感染力は？	A. { ①きわめて弱い ・ ②きわめて強い }
Q2. 有効な治療薬は？	A. { ①治療薬があり完治する ・ ②治療薬はなく完治しない }
Q3. 回復した方に接触したら？	A. { ①感染しない ・ ②感染する }

⇒答えは、いずれも①です。

現在では有効な治療薬があり、早期に治療すれば身体に障がいが残ることはありません。また、治療した後に残る変化は後遺症に過ぎず、回復した方に接触しても感染することはありません。遺伝することはありません。

しかしながらハンセン病は、感染した人やその家族に対する差別や偏見が根強く残っている人権課題の一つです。なぜ、差別や偏見はなくなるのでしょうか…？

◎ 「ハンセン病問題」とは？

<誤った政策による影響>

ハンセン病に対して有効な治療薬がなかった時代に、国は、「らい予防法」にもとづいて、感染者を強制的に「療養所」へ入所させる政策をとっていました。入所させられた人たちは、結婚や妊娠を望んでも不妊手術・中絶手術をさせられたり、療養所で反抗的な態度をとった場合には“重監房”へ閉じ込められたりするなど、人権を無視した酷い扱いを受けます。この政策は、1996年に同法が廃止されるまで続き、その間、社会に「恐ろしい病」や「不治の病」といった誤った認識を広めたと指摘されています。

元患者の方々は、自らの人権を回復させるため、国へ損害賠償を求める裁判を起こします。2001年には、熊本地方裁判所によって「隔離政策は憲法に違反する人権侵害であり誤った政策であった」ことが認められ、また、2019年には、患者の家族も差別を受けたとして、国の責任を認める同裁判所の判決が下されました。

